

函館市地域放課後児童健全育成事業環境改善補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市において放課後児童健全育成事業を実施するにあたり、既存施設における設備の更新等または防災、防犯対策の実施に必要な設備の整備および備品の購入などの環境改善に要する費用に対する補助金の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金は、放課後児童健全育成事業を実施している者に対し交付することにより、児童に適正な育成環境を提供し、もって児童福祉の増進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内で放課後児童健全育成事業を実施している者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、放課後児童健全育成事業を行う場所の専用区画に新たにエア・コンディショナー等の冷房装置を設置する事業とする。

2 前項の事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定に基づき、こども家庭庁長官が別に定める期間（以下「こども家庭庁長官が定める期間」という。）を経過していることを条件とし、事業を行う場所1か所につき、設備の更新または備品購入等、防災対策、防犯対策による実施それぞれ1回限りとする。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、事業を行う同一の場所において複数回、実施できることとする。

(1) こども家庭庁長官が定める期間を経過したものについて設備等の更新を行う場合

(2) 児童の数の増加に伴う施設の整備などにより、設備等が不足する場合の追加的な設備の整備および備品の購入を行う場合

3 第1項の事業の実施にあたり、他の補助金等を受ける場合は、補助金の

交付対象外とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助事業の実施に要する経費（消費税および地方消費税を除く。）の実支出額と、別表に定める補助基準額のいずれか少ない額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 前項の補助金の額に千円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第7条第1項に規定する申請書は別記第1号様式に、同条第2項第1号に規定する計画書は別記第2号様式に、同項第2号に規定する収支予算書は別記第3号様式によるものとする。

(事業の変更等の申請)

第7条 規則第9条第1項第1号の規定により市長の承認を受ける場合の申請書は、別記第4号様式によるものとし、その結果については、別記第5号様式により通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 補助金の交付の目的の達成のため弾力的な遂行を認める必要がある場合または経費の目的を実質的に変更するものではない場合

(2) 補助金の交付の対象となる経費の2割以内の変更をする場合

2 規則第9条第1項第2号の規定により市長の承認を受ける場合の申請書は、別記第6号様式によるものとし、その結果については、別記第7号様式により通知するものとする。

(補助金の交付決定等)

第8条 第6条の交付の申請があったときは、その内容を審査し、規則第8条に規定する補助金の交付の適否を決定し、交付の申請をした者に別記第8号様式の通知書により通知するものとする。

2 前項の通知書には、規則第9条第1項各号に掲げる条件のほか、同条第2項の規定に基づき必要と認める条件を付すものとする。

(実績報告)

第9条 規則第17条第1項に規定する実績報告書は別記第9号様式に、同条第2項第1号に規定する実績書は別記第10号様式に、同項第2号に規定する収支決算書は別記第11号様式によるものとする。

(補助金の額の確定の通知)

第 10 条 規則第 18 条第 2 項の規定による通知は、別記第 12 号様式の通知書によりするものとする。

(書類の保存)

第 11 条 補助事業者は、補助事業に係る書類を、補助金の額の確定の日の属する年度の終了後、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、内閣総理大臣が別に定める期間まで保存しなければならない。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

補助基準額	補助対象経費
1事業所あたり 1,000,000円	放課後児童健全育成事業を行う場所の専用 区画に新たにエア・コンディショナー等の 冷房装置を設置する事業に要する経費